

住民監査請求に係る監査結果

平成23年 5月 9日

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 福岡市中央区警固2丁目17番26-305
特定非営利活動法人 市民オンブズマン福岡
代表幹事 児嶋 研二
- (2) 提出年月日 平成23年3月8日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

請求人の主張する請求の概要は、以下のとおりである。

福岡県議会議員には、政務調査費として各会派あてに月額50万円に各会派の所属議員数を乗じた額が交付されている。

福岡県議会は平成21年度分から領収書を公開したものの、旧態依然として高額の政務調査費の用途について、会計帳簿や調査委託、視察報告などの報告書、活動報告書の公開を義務づけるなどの条例改正を行わず、用途の詳細を明らかにしていない。

他の自治体における監査結果や包括外部監査の結果、並びに政務調査費に関し既出の判決などを参考に、福岡県議会各会派・議員の平成21年度の政務調査費のすべての領収書について点検した。その結果、主な違法な支出について、次のように分類することができる。

①按分されていない人件費、事務所費、広報費、報告書作成費、高額な事務用品費（パソコン、デジカメ、DVDプレーヤー等）、通信運搬費、使用料賃借料

本来、政党活動、後援会活動と区別できない場合は、福岡県議会の「政務調査費に関する事務処理要領」（以下、「事務処理要領」という。）では「按分については、2分の1を上限とする」と定められている。全額を政務調査費として使用するためには「人件費」「事務所費」「報告書作成費」のどの支出内容が調査研究活動のみであるか、厳格な証明で説明責任を果たしていることが必要である。ところが、支出内容が明確でない領収書の添付では、調査研究活動を行ったことはまったく明らかにされていない。①に分類される総額147,693,530円のうち、本来按分されるべき、2分の1の73,846,765円が違法な支出である。

②調査内容が不明な「調査委託費」（公開質問状に対して調査委託の内容に関する回答が寄せられなかった調査委託費）

市民オンブズマン福岡では、昨年12月3日に、平成21年度政務調査費で支出された調査委託費について、委託内容、委託先の情報等について各会派、議員に対して公開質問状を提出した。公開質問状への調査委託の内容に関する回答がなく調査内容が不明な「調査委託費」について、②は総額20,021,500円である。

③食糧費、会議費、事務所費等の名目で支出された食事代、果物、お菓子

税金からの支出が是認される「調査研究に必要不可欠な食事」などというものはありえない。かつて、「行政を円滑に運用するため」の「官官接待」が食糧費で支出され、その後、一切の官官接待が禁止されたが、行政の運用に不都合は起こっていない。「調査研究」を口実とした合理的な理由がまったくない議員の食事への税金の支出は違法である。食糧費、会議費、事務所費の名目で支出されているが、会派での議会終了後の食事代や、明らかに後援会での会合の食事代、有権者への食事などである。食糧費、会議費、事務所費等の名目で支出された食事代、果物、お菓子の全額が違法な支出である。

③の支出の総額は、2,546,247円である。

④政党活動、後援会活動への支出になっているもの

政党の資金パーティー、自民党研修会への参加費、有権者へ配布した県民手帳購入費、県議会見学バスツアー代金、名刺の印刷代、相撲後援会の会費など明らかに政党、後援会活動であり、全額が違法な支出である。総額は、929,060円である。

⑤上記以外の支出で新聞報道において、問題点（違法性）が指摘されているもの

知人へのブログ添削料	504,000円
親族会社への発注	3,314,000円
「えせ同和」CDの購入	52,500円
多額のタクシー代	175,090円

これらについては、新聞記事で指摘されている通り、全額違法な支出である。総額は、4,045,590円である。

政務調査費が「議員の調査研究に資するための必要な経費の一部」として地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「自治法」という。）に根拠を有することからすれば、政務調査費の支出として適正か否かは、領収書、会計帳簿、視察報告、活動報告書等の議員の活動の実績によって厳格に判断せねばならない。

別紙一覧表の通り、平成21年度に、①について、73,846,765円、②～⑤について、27,542,397円の、合計101,389,162円の不当利得が発生しているのに福岡県知事に返還されないままになっている。福岡県知事は、別紙一覧表の不当利得額記載の各会派、各議員の不当利得について、各会派及び各議員に対し不当利得返還請求権を行使してその返還を求めるべき義務があるのに、請求権の行使を怠っている。

県監査委員に対し、不当利得の返還を求めるなど必要な措置を講じるよう福岡県知事に勧告するよう自治法第242条第1項に基づき、事実証明書添えて監査請求する。

(2) 事実証明書

ア 情報公開請求書、決定通知書

政務調査費収支報告書平成21年度

公開された領収書（A4、約1.8万枚）のうち、サンプル

イ 「福岡県議会 政務調査費監査請求 一覧表」（その1～その5）

ウ 12月3日に、平成21年度政務調査費で支出された調査委託費についての公開質問状と公開質問状への回答

エ 新聞記事

2010年8月5日付 西日本新聞

2010年8月21日付 西日本新聞

2011年2月25日付 朝日新聞

⑤に関する新聞記事

2010年7月19日付 読売新聞

2010年10月3日付 西日本新聞

2010年8月12日付 朝日新聞

2010年8月5日付 読売新聞

第2 監査委員の除斥

日野喜美男監査委員は、本件監査請求については直接の利害関係があるため、自治法第199条の2の規定により除斥された。

第3 請求の要件審査

本請求は、自治法第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成23年3月8日付けでこれを受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求人は、「別紙一覧表に分類される支出は、政務調査費の交付の趣旨および使途基準に照らして、県政に関する調査研究に必要な経費と認められない支出であるから政務調査費の適正な支出に該当せず、法律上の原因を欠く不当利得として県に返還されるべきものであり、知事は請求権の行使を怠っている。」と主張していることから、本件政務調査費の支出に違法性・不当性があるか否かについて監査の対象とした。

2 監査対象機関及び監査対象所属

福岡県知事を監査対象機関とし、議会事務局総務課を監査対象所属とした。

3 請求人の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成23年3月22日に請求人から陳述を受けた。その際、監査対象所属の職員の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりであった。

- (1) 福岡県議会各会派、議員の平成21年度の政務調査費について、①から⑤まで違法な支出の分類をした。各使途項目の内容別に以下の通り、陳述をする。

①について、2分の1が違法支出としたものを、内容別に、違法であることを述べる。

ア 会派の「人件費」について

大分地方裁判所で平成23年2月24日、議員控室人件費については50%で按分すべきであるという判決が下されている。県議会各会派事務室での事務作業は、ほとんどが会派いわゆる政党活動であることは明らかであるから、全額を政務調査費から支出することは違法である。

イ 各議員の「人件費」及び他の使途項目による人件費について

「調査委託費」による「運転手派遣、事務作業料」、「報告書作成費」による「報告書作成人件費」、「その他調査経費」による「活動費」、「事務所費」による「記帳代行」として人件費が支出されている。

以上の人件費について、事務員・アルバイトに関しては、高裁、地裁において、50%若しくは25%から50%で按分すべきであるという判決が出されている。

全額を政務調査費から支出できるためには、各補助員の活動について調査研究活動に

についての専任であることを、具体的にその調査項目とその結果、成果、あるいは議会での活用内容等を公表することによって説明責任を果たさなければならない。公開された領収書では、どのような人物に対して支払っているのかも全く不明である。議会報告の配布の為の person 費については、議会報告等についても、政務調査費から最大2分の1が支出されるべきであるので、全額を支出するのは違法である。よって、person 費として全額を政務調査費から支出することは違法である。

ウ 議員の「事務所費」(賃料)について

判例では、事務所費としての事務所・駐車場賃料(通常の賃料の場合)については、高裁、地裁でそれぞれ3分の1から半分という判決が出されている。よって、全額を政務調査費から支出するためには、政務調査専用で、後援会活動を全く行っていないことと、調査研究の成果を具体的に報告し明らかにすべきである。よって、事務所費全額を政務調査費から支出することは違法である。

エ 会派、議員の「報告書作成費」について

項目は「広報費」であるが議会報告、「使用料賃借料」であるが県政報告会の会場費、「その他調査経費」であるが朝食会、勉強会会場費、講師謝礼等の議員活動の報告、広報についての支出について、内容が不明の場合は全て違法、その他は、後援会活動、議員自身のPRが含まれるため2分の1の按分という判決が高裁、地裁において出されている。よって、報告書作成費、広報費、議会報告の為の会場費等は、全額を政務調査費から支出することは違法である。

オ 「事務用品費」について

パソコン、デジカメ、DVDプレーヤー、文具の事務用品等は、調査研究活動に使用することがあったとしても、それ自身の購入費が必要経費とはいえない。高裁、地裁の判決にみられるとおり、全額を政務調査費から支出することは違法である。

カ 「通信運搬費」について

用途不明の場合は全額が違法の地裁判決が出されている。通信運搬費として多額の切手代等は、後援会の費用または議会報告等の郵送料、配送料である。調査研究のための通信運搬費として支出できるためには、具体的な目的を明記して説明責任を果たすべきである。「エ 報告書作成料、広報費」については2分の1の按分の判決が出ており、その郵送料、配送料等も2分の1が違法である。全額支出は違法である。

キ ホームページ管理・更新料等について

会派、議員のホームページは、後援会の連絡先が掲載され、議員の経歴、あいさつ等が中心である。ホームページのすべてが政務調査費による調査研究の成果であるものはひとつもない。

ク 「交通費」としての「タクシークーポン」

タクシークーポン3万円の領収書だけでは、調査研究活動との関連性が全く不明の為、すべて政務調査費から支出することは違法である。

支出内容が明確でない領収書の添付では、調査研究活動を行ったことはまったく明らかにされていない。

(2) 調査内容が不明な「調査委託費」(公開質問状に対して調査委託の内容に関する回答が寄せられなかった調査委託費)

調査委託費の領収書については、毎月定額が支払われながら、杜撰な、誰がどう見てもおかしい領収書もあった。この調査内容が不明な「調査委託費」、総額20,021,500円につい

ては全額違法な支出である。

(3) 食事代、果物、お菓子

税金からの支出が是認されるような「調査研究活動に必要不可欠な食事、果物、菓子」というものは、我々県民からすると、全く想定することはできない。通常に食事をとっているのであるから、調査研究のために必要不可欠な食糧費、食事というのはいりえない。「調査研究」を口実とした合理的な理由がまったくない議員の食事への政務調査費の支出は全額違法である。食糧費、会議費、事務所費の名目で支出されているが、会派での議会終了後の食事代、後援会での会合の食事代、多数の有権者への食事代などが存在をする。

新聞報道でいくつか報道されているものもあるが、今回取り上げた中には50人分の食事代、あるいは40名の会合のお菓子代というものも存在する。こういった食糧費、会議費、事務所費等の名目で支出された食事代、果物、お菓子の全額が違法な支出である。

(4) 政党活動、後援会活動への支出

ア 明らかな政党活動への支出

国会議員の政治資金パーティーへの出席代。それから、自民党研修会への参加費。これら政党会合等への政務調査費の支出については、市議会議員が政治資金パーティーへ出席し、政務調査費から支出をしたことに関して違法であるという福岡地裁判決が出されている。

イ 明らかな後援会活動への支出

有権者へ配布した県民手帳購入費について、「議員数を超える議員手帳」に関しては違法であるという大分地裁判決が出されている。

ウ 名刺の印刷代

議員連盟の会長の印鑑、あるいは名刺代が違法という大分地裁判決が出されている。議員の名刺に関しては、通常は議員活動、後援会活動で使用するものであり、調査研究活動でも使用することが希にあったとしても、政務調査費で経費として支出できるものではない。名刺代の費用については全額違法である。

エ 相撲後援会の会費

団体会費について、全額違法という判決が仙台高裁、盛岡地裁で出されている。貴乃花の後援会の会費というのが政務調査費から支出されているが、調査研究と全く関係のないものであり、全額違法である。

(5) 上記以外の支出で新聞報道において、問題点、違法性が指摘されているもの。

ア 知人へのブログ添削料

ブログの添削料といいながら、ほとんどブログの内容について何もやってないということが新聞報道、あるいは、新聞記者の取材で明らかにされている。ブログそのものも違法であるという判決が出ており、その添削料という名目で知人に支払ったということは明らかであり、これは全額違法である。

イ 親族会社への発注

新聞報道されているとおり、親族会社に発注をしている。議員の妻への支出が全額違法であるという仙台高裁の判決が出されており、どういう仕事をしたかということが重要である。ホームページを見てみると、議会だよりというものがあるが、ほとんど政党の話と自分の読んだ本の感想、後援会長のあいさつであり、この議員が調査研究活動をした痕跡というものは全く見受けられない。この親族会社の発注は、全額違法である。

ウ 「えせ同和」CDの購入

新聞報道されているとおりである。

エ 多額のタクシー代

それが政務調査として必要不可欠かどうかは全くなくて、領収書を貼り付けているだけであり、これらは全額違法な支出であり、総額4,045,590円になる。

- (6) 補足して、私どもの主張というよりは、過去の判例に基づいて、これまでどういう違法判決が出されたかということ述べた。私どもの主張というものも、もちろんあるけれども、裁判でこれだけ判決が出されているということに注目をしていただきたい。一番古いのは平成18年に1件あるが、それ以外の判決は平成19年度以降である。以前はこの政務調査費については、議員には政治活動の自由があり政治活動の範囲内で議員が何に使うかが議員の裁量権の範囲内であるということで、住民監査請求あるいは裁判等においても、ほとんど門前払いをされていた。ほとんどの判決が平成22年、23年である。ここ2,3年にこういう違法判決というものが相次いでいる。他にも多数、例えば、視察、雑誌や新聞の購入等、事務所の光熱水費等についても違法判決がたくさん出されている。今回、私どもは過去の判例に照らして明らかに違法であるというものに限って住民監査請求を行った。今回はこの判例に基づいて、確実に裁判で勝てる、あるいは、違法判決が出されるというものに限って住民監査請求を行った。

4 監査対象所属の陳述

平成23年3月22日に議会事務局総務課職員から陳述を受けた。その際、請求人の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりであった。

- (1) 按分されていない人件費、事務所費、報告書作成費などの支出内容が明確でない場合はその2分の1が違法であるとの主張について

事務処理要領では、調査研究活動とその他の各種活動との明確な分割が困難な場合は、按分により、調査研究活動に要した経費部分を算定して政務調査費に充当するものとされ、この場合の按分については2分の1を上限とするとされている。

しかし、調査研究活動とその他の活動との分割が可能な場合には、政務調査費が調査研究に要した費用の実費に充当されるという実費弁償が大原則となっていることから、調査研究に要した費用に対する政務調査費の充当が全額となることも当然ながら生じるものである。

人件費については、専任の調査研究補助員の場合、その雇用経費の全額に政務調査費を充当するものとされており、特に議案調査など調査研究活動の場であることが明らかな議員控室の職員等について、人件費の2分の1が違法な支出であるとの請求人の主張は、受け入れることができない。

また、請求人は、事務所費、広報費、報告書作成費、高額な事務用品費、通信運搬費、使用料賃借料についてもその2分の1が違法な支出であると主張しているが、調査研究に要した費用に対する政務調査費の充当が全額となることも当然生じるものであり、また、事務所費などの支出内容が調査研究活動のみであることの厳格な証明を必要とする根拠は、法、条例等のいずれにも存在しないことから、請求人の主張は、受け入れることができない。

なお、請求人は、他の目的にも多く利用できる事務機器は、私的財産化されるものであり、これらを調査の手段として使ってもそれ自体は政務調査の必要経費とはいえないと断

定しているが、これも政務調査費の範囲を極端に狭く解釈しており、受け入れることができない。

(2) 公開質問状への調査委託の内容に関する回答がなく調査内容が不明な「調査委託費」は違法な支出であるとの主張について

公開質問状の回答には、契約書等を公開しない理由が明記されており、請求人への回答書に契約書等が添付されなかったということのみをもって、一方的に違法支出の根拠とする主張は、受け入れることができない。

また、契約書等については、事務処理要領では、政務調査業務を団体又は個人に委託する場合には、委託する業務内容、委託金額、委託期間、成果物等を明記した契約書を交わして、領収書の写しを添付することとされているが、領収書の写しのみが議長に提出され、契約書や成果物を公にすることは予定されていない。

これらを公にすると、委託調査等の内容が明らかになり、自由な議員活動・会派活動を制約したり、委託先との信頼関係を阻害するなど、以後の議会活動に支障を生ずる恐れがあるためである。

(3) 食事代、果物、お菓子の全額が、違法な支出であるとの主張について

調査研究活動として開催される昼食会等の経費や会合等における茶菓等の経費については、政務調査費を充当できるものとされている。

また、調査研究や会議の目的達成の上で、その日時について昼食時や夕食時以外の日程をとることが困難である場合等に、食事が必要となる場合もあり得るところであり、このような場合の食事は、調査研究又は会議に伴うものとして議員個人が日常、私的に行う食事とは異なる公的性質を帯びるものである。

したがって、政務調査費の充当は妥当であり、違法な支出であるとの請求人の主張は、受け入れることができない。

(4) 政党の資金パーティーなど、政党活動、後援会活動であり、全額が違法な支出であるとの主張について

請求人の主張するものについて既に修正報告や返納された政務調査費もあるため、これを除き争点となっている事項についてのみ述べる。

請求人が政党の資金パーティーに支出したと主張する会費等については、収支報告書の添付書類に「国政等の講演を聞く事により県政への活用等の勉強のための参加。分権時代に対応し県行政の改革について」と記載されており、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のための情報収集等に必要な経費であると認められる。

県議会見学バスツアーバス代については、県議会の見学・傍聴は、県議会の状況や政策について理解を促進させ、議会傍聴者から意見を聴取する機会となることから、調査研究活動の一環といえることができること、また、支出額も社会通念上妥当な範囲のものであることから、使途基準に合致すると認められる。

名刺代については、調査研究活動において関係者に対し身分を明らかにすることは、調査を円滑に実施する上で必要不可欠なものであることから、必要な経費と認められる。

相撲後援会の会費については、相撲の振興はスポーツ文化や地域振興などの観点から県にとっても有意義なことであり、後援会の場を活用して振興策等について意見交換及び情報収集を行うことは調査研究に資するものと認められる。

また、その他の支出については、請求人が政党活動・後援会活動と主張する理由が不明

である。

したがって、これらの事項について全額が違法な支出であるとする請求人の主張は、いずれも受け入れることができない。

(5) 新聞報道において問題点、違法性が指摘されているものは、全額違法な支出であるという主張について

知人へのブログ添削料については、事務処理要領では、政務調査業務を団体又は個人に委託することができるかとされているところであり、違法な支出とする根拠は認められない。

事務処理要領では、法人職員の雇用・派遣は疑念を抱かれやすいので契約はもとより勤務実態についても明確にするように留意することとされているが、親族会社への派遣、発注そのものは禁じられていない。

請求人が「えせ同和」CDと称する書籍については、添付書類に「人権問題について」と記載されており、県の事務に関する調査研究のために必要な経費と認められる。

多額のタクシー代については、調査研究活動に際し必要な費用で実際にかかった経費に政務調査費が充当されたものであり、社会通念上相当な範囲であると認められる。

したがって、いずれも調査研究活動に要した経費であり、請求人は、全額違法な支出であると主張しているが、これは受け入れることができない。

5 請求人の陳述に対する意見

請求人の陳述に対し、平成23年3月29日、議会事務局長から意見書が提出された。その概要は、次のとおりである。

(1) 政務調査費制度の運用

ア 使途基準と事務処理要領について

事務処理要領は、各会派が共同で、自律的に、使途基準の解釈・運用の指針、留意事項などをまとめたものである。したがって、事務処理要領に沿って使用されれば使途基準に適合した支出と推定される一方、事務処理要領と多少異なる点があるとしても、それだけでは、直ちに使途基準違反となる訳ではないという性格のものである。

イ 議員の調査研究及び政務調査費の性格について

政務調査費の使用が使途基準に沿ったものであるかどうかを判断するに当たっては、事務処理要領との照合確認だけではなく、次の2つの観点に留意するべきものとする。

(ア) 政務調査費の交付対象である「議員の調査研究」活動は、その範囲が幅広く多岐にわたるものであること。

(イ) 政務調査費が一般の補助金とはその執行の適正化を図るための仕組みを異にするものであること。

したがって、政務調査費の適正な使用は、補助金等交付規則ではなく、福岡県政務調査費の交付に関する条例（以下、「本件条例」という。）及び福岡県政務調査費の交付に関する規程（以下、「本件規程」という。）並びに事務処理要領に基づき、各会派において自律的に確保されることを優先するべきものである。

(2) 監査請求人指摘の判例について

請求人が主張する判例は、各事案の具体的な事実関係を前提として裁判所が判断した結果であり、一般化して他の事案に適用できるものではない。

自治法による政務調査費の制度化以降、一部の支出については違法であると認定された

判例が少なくないのと同様に、もちろん単なる事例判決に過ぎないが、過去数年の判例を見ると原告の請求が棄却されたものも多数存在している。

6 監査対象所属に対する監査

議会事務局長に対し、平成23年3月22日、議会事務局長の権限、事務処理要領の位置付け、使途基準等について調査を行った。また、議会事務局総務課職員に対し、同年3月23日から4月20日までのうち15日間、政務調査費制度の概要、政務調査費の支出に係る関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

7 関係人調査

福岡県議会の民主・県政クラブ、緑友会福岡県議団、自由民主党福岡県議団及び公明党福岡県議団に対し、自治法第199条第8項の規定に基づき、平成23年4月14日、それぞれ調査等を行った。

また、同年4月21日、平成20年の政務調査費の状況について、当時の福岡県議会議長から聴取を行った。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務調査費制度について

ア 根拠法・根拠条例等

本県では、自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、本件条例を平成13年3月に制定し、4月1日から施行した。

同時に、本件規程が制定され、条例と併せて同年4月1日から施行された。

平成20年10月には、収支報告書に加えて領収書等の支出証拠書類の写しを提出し、閲覧の対象とする旨の条例及び規程の一部改正が行われ、平成21年4月1日から施行された。

イ 本件事務処理要領の位置付け

本件条例第8条により別に定めるとされており、その使途基準は本件規程第5条により別表で定められている。

事務処理要領は、使途基準だけでは分かりにくいいため、運用指針や項目別の指針、留意事項等の内容を細かく決めているものである。

ウ 事務処理要領の見直し

近年の政務調査費を巡る情勢や新聞報道等を踏まえ、福岡県議会においては議会運営委員会小委員会を中心に事務処理要領を見直し、①マスキングについての改善、②食糧費の金額制限、③調査委託の成果物提出、などの改訂を平成22年12月20日に行い、平成23年4月1日から施行することとなった。

(2) 本件条例、本件規程及び事務処理要領の内容

平成20年10月に改正された本件条例、本件規程、及び改訂された事務処理要領の主な内容は以下のとおりである。

ア 「福岡県政務調査費の交付に関する条例」(平成13年3月12日福岡県条例第1号)(抜粋)

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、福岡県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として福岡県議会における会派に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の交付対象)

第2条 政務調査費は、福岡県議会の会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し交付する。

(政務調査費の額)

第3条 会派に対する政務調査費の額は、当該会派の所属議員の数に月額50万円を乗じて得た額とする。

(会派の通知)

第5条 議長は、前条第1項の規定により会派結成届のあった会派について、毎年度4月5日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度途中において、会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務調査費の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により通知のあった会派について、政務調査費の交付の決定を行い、議長を経由して会派の代表者に通知しなければならない。

(政務調査費の請求及び交付)

第7条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、毎月5日までに、別に定める様式により、知事に対し当該月分の政務調査費を請求するものとする。

2 会派の代表者は、前項の規定により難しいときは、知事が別に定めるところにより請求するものとする。

3 知事は、前2項の規定による請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

(政務調査費の使途)

第8条 会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

(収支報告書等)

第9条 会派の代表者は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により、政務調査費の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記様式により、消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 会派の代表者は、前2項の規定により収支報告書を提出するときは、領収書その他の支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を添付しなければならない。

(議長の調査)

第10条 議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、

必要に応じ調査を行うものとする。

(政務調査費の返還)

第11条 会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から当該会派がその年度において行った政務調査費による支出（第8条の使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額の政務調査費を知事に返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第12条 第9条の規定により提出された収支報告書等は、これを受領した議長において、政務調査費の交付された年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項各号の非開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付その他この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

イ 「福岡県政務調査費の交付に関する規程」（平成13年3月30日福岡県議会告示第1号）
(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡県政務調査費の交付に関する条例（平成13年福岡県条例第1号。以下「条例」という。）に基づく政務調査費の交付に関し必要な細則を定めるものとする。

(政務調査費の使途基準)

第5条 条例第8条の使途基準は、別表のとおりとする。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	県政の施策に係る意見集約会議、議案（意見書等を含む。）立案等の調査、現地視察、各市町村の諸問題の調査、陳情に関する調査など、会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
会議費	会派における議会対策会議など県政の調査研究に関する各種会議に要する経費
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費

広 報 費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の県民への広報活動に要する経費
事 務 費	会派が行う調査研究にかかる事務遂行に必要な経費
人 件 費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

(収支報告書等の写しの送付)

第6条 議長は、条例第9条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の写しを、様式第6号により知事に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第7条 会派の政務調査費経理責任者は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の交付を受けた年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

ウ 「政務調査に関する事務処理要領」（平成20年10月9日改訂 福岡県議会）（抜粋）

a 基本指針

政務調査費は、地方自治法第100条第14項、第15項及び福岡県政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、福岡県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。

したがって、交付された政務調査費は、調査研究活動に要する経費に対して適切に充当されるべきものである。

また、福岡県においては、条例の規定により、政務調査費が福岡県議会における会派（以下「会派」という。）に対して交付されていることから、政務調査費を充当することができる調査研究活動は、会派が行う調査研究活動である。

このことから、会派として実施する調査研究活動を具体的に決定した上で、会派の調査研究活動を会派に所属する議員が行う場合に限り、個々の議員が実施する調査研究活動へも政務調査費が充当できるものである。

調査研究活動とは

会派及び会派の所属議員が行う次の活動をいう

- ・ 県政の課題、議会で審議する案件等について行う調査研究及び情報収集のための活動
- ・ 県民、政治家、行政関係者、民間の団体等との意見交換及び情報収集を行うための活動
- ・ 住民からの要望及び意見の聴取並びに住民との意見交換のために行う活動
- ・ 住民に対して行う広報活動
- ・ その他、議長が必要と認める活動

b 運用指針

(a) 実費弁償の原則

調査研究活動は会派（議員）の自発的な意思に基づき行われるものであることから、政務調査費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で調査研究に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とする。

(b) 按分にあたっての指針

議員の活動は、議会活動、調査研究活動、市民相談活動、政党活動、後援会活動等多彩であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが通例である。

このように調査研究活動とその他の各種活動との明確な分割が困難な場合は、按分により調査研究活動に要した経費部分を算定して政務調査費に充当するものとする。

なお、この場合の按分については、2分の1を上限とする。

c 項目別指針

政務調査費から支出できる項目のうち、主なものについての留意事項は次のとおり。

(a) 交通費・宿泊費

調査研究活動（海外での調査を含む。）に際し必要な費用で、実際にかかった経費（実費）に政務調査費を充当する。ただし、その額は社会通念上相当な範囲であること。

① 公共交通機関（バス、高速バス、鉄道、地下鉄）

旅行代理店等で一括して購入した場合など領収書を徴することができる場合は領収書の写しを添付する。ただし、領収書を徴することができない場合には、支払証明書をもって代えることができる。

② 航空機

領収書の写しを添付する。

③ 自家用車使用の場合の燃料代

実測により距離を確定し、1km20円で算定し、支払証明書に記載して充当する。自家用車の維持費（修繕料、自動車保険料、車検料等）には、政務調査費を充当することができない。

④ 高速、有料道路料金

領収書の写しを添付する。

⑤ 駐車料金

調査研究等のため必要な場合は政務調査費を充当できる。

領収書の写しを添付する。

⑥ タクシー料金

タクシー利用は、やむを得ない必要最小限度の場合に限る。

また、飲酒を伴う会合等からの帰路に使用することはできない。

領収書の写しを添付する。

(b) 調査委託費

政務調査業務を団体（民間調査会社、学術研究機関、公益法人、NPO法人、議

員で構成される団体等)又は個人(学識経験者等)に委託することができる。
委託する業務内容、委託金額、委託期間、成果物等を明記した契約書を交わすこと。

領収書の写しを添付する。

(c) 食糧費

会議等における食糧費に政務調査費を充当する場合にあっては、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当な範囲内であることを前提とした上で、食糧費の支出自体が調査研究活動としての会議等との一体性がある場合に限りて充当できるものとする。

領収書の写しを添付する。

① 政務調査費を充当できる経費

- ・ 調査研究活動として開催される昼食会等の経費
- ・ 調査研究活動として開催される会合における茶菓等の経費

② 政務調査費の充当が不適当な経費

- ・ 会派や議員間での懇談・懇親を目的とした会合に要する経費
- ・ 飲酒を伴う会合に要する経費

(調査研究活動の一環として開催されたものであっても、飲酒を伴う会合の飲食費には政務調査費を充当しないものとする。)

(d) 事務費

政務調査費は、原則的には調査研究活動に要する費用に充当するものであり、調査研究活動を行うための環境整備まで充当することは適当でない。

このことから、備品・消耗品の購入に政務調査費を充当する場合にあっては、調査研究活動に対する有用性が高く、調査研究活動に直接必要であると認められるものに限定するものとし、その購入価格についても、政務調査費を充当する備品という観点から、常識的に判断されるべきものである。なお、調査研究活動に使用されるものであっても、個人用のものの購入には充当しないものとする。

① 自家用車

自家用車の購入費用に政務調査費を充当することはできない。

自家用車の維持費(修繕料、自動車保険料、車検料等)には、政務調査費を充当することができない。

自動車リース料は認められるが、他の業務にも使用する場合、適切な割合で按分して充当する。

領収書の写しを添付する。

② 事務用機器

事務用機器の購入については、調査研究活動専用の場合は全額充当できるが、資産形成につながる可能性の高い高額備品は認められない。高額備品についてはリースによるものとし、他の業務にも使用する場合は、適切な割合で按分して充当する。

なお、パソコン等、リースができない場合は購入できるものとするが、他の業務にも使用する場合は、適切な割合で按分して充当する。

領収書の写しを添付する。

(e) 事務所費

事務所経費への政務調査費の充当にあたっては、②のような「事務所」としての要件を満たしており、実際に調査研究活動に使用されている場合に充当できるものとする。

調査研究活動を行う事務所が、自宅や議員事務所等と兼用している場合は、その実態に応じて、他の業務との適切な割合により按分し、按分した額に政務調査費を充当する。

なお、充当限度額については、④を参照のこと。

領収書の写しを添付する。

① 対象経費

事務所賃借料、光熱水費

(※ 事務所の修繕費は、政務調査費からの支出を認めない。)

② 事務所の要件

i) 事務所としての外形上の形態を有していること。

ii) 事務所としての機能(事務スペース、事務用機器等)を有していること。

iii) 賃貸の場合、契約者は、会派又はその所属議員であり、書面により賃貸借契約が締結されていること。

政党、後援会名義等で賃借し、政党、後援会業務に使用している事務所を、会派又はその所属議員の調査研究業務にも使用する場合は、会派又はその所属議員で、政党、後援会等との使用契約を結ぶこと。

(f) 人件費

調査研究活動の補助業務のために雇用した職員の人件費には、調査研究活動の補助業務に従事している実態により政務調査費を充当することができる。

給与支払明細書の写し又は領収書の写しを添付する。

① 人件費への充当

専任の調査研究補助員の場合、その雇用経費の全額に政務調査費を充当する。

議員秘書等については、調査研究活動とその他の活動の明確な分割が困難であるため、適切な割合で按分した額とする。上限額は月平均20万円(諸手当含む)とする。

② 親族の雇用

専門的知識があるなど特別な理由がある場合は親族を雇用することができるが、その場合は、雇用契約を締結するとともに、人件費は適切な額とする。

③ 法人職員の雇用・派遣

会派所属議員が実質上所有・支配している法人若しくは役員をしている法人の職員等を調査研究補助職員として雇用若しくは派遣により使用する場合は、本来法人が負担すべき人件費を政務調査費により補てんしているとの疑念を抱かれやすいので契約はもとより勤務実態についても明確にするよう留意すること。

d 収支報告書及び証拠書類(写)の提出

(a) 提出書類

① 収支報告書

条例第9条で定める別記様式に必要な事項を記入のうえ、期限までに提出すること。

② 証拠書類（写）

収支報告書を提出するときは、領収書その他の支出の事実を証する書類（領収書及び支払証明書）を複写機で複写したものとあわせて提出すること。

なお、領収書は原本を領収書添付様式に重ならないように貼り付け、按分や一部充当の場合は用紙の余白に按分率や充当額を記載すること。

また、提出にあたっては、支払月別及び項目別に整理すること。

(b) 提出期限

① 年度分

政務調査費の交付を受けた翌年度の4月30日までに提出すること。

② 会派が消滅した場合

会派が消滅した日の翌日から起算して30日以内に提出すること。

(c) 非開示情報のマスキング

領収書等の写しに個人情報等の非開示情報が記載されている場合は、会派においてマスキングの上、提出すること。【福岡県情報公開条例第7条第1項関係】

① 情報公開条例第7条第1項第1号（個人情報）

個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

② 情報公開条例第7条第1項第2号（法人情報）

法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

③ 情報公開条例第7条第1項第8号（議員個人・会派情報）

議会の議員個人に関する情報及び会派の活動に関する情報。ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を除く。

※例 ★個人に関する情報

a. 支払の相手方が個人の場合（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

- ・支払相手方の氏名、振込先の金融機関名、口座番号
- ・領収書の印影、住所、電話番号 など

b. 議員個人の情報

- ・金融機関名、口座番号
- ・非公開の電話番号（携帯電話等）・住所、通帳残高及び政務調査費に充当した経費以外の支出に係る記載部分
- ・クレジットカード売上表（利用明細）のうち、政務調査費に充当した経費以外の支出に係る記載部分 など

★法人等に関する情報

a. 支払の相手方が法人の場合（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

- ・領収書の従業員氏名・印影 など

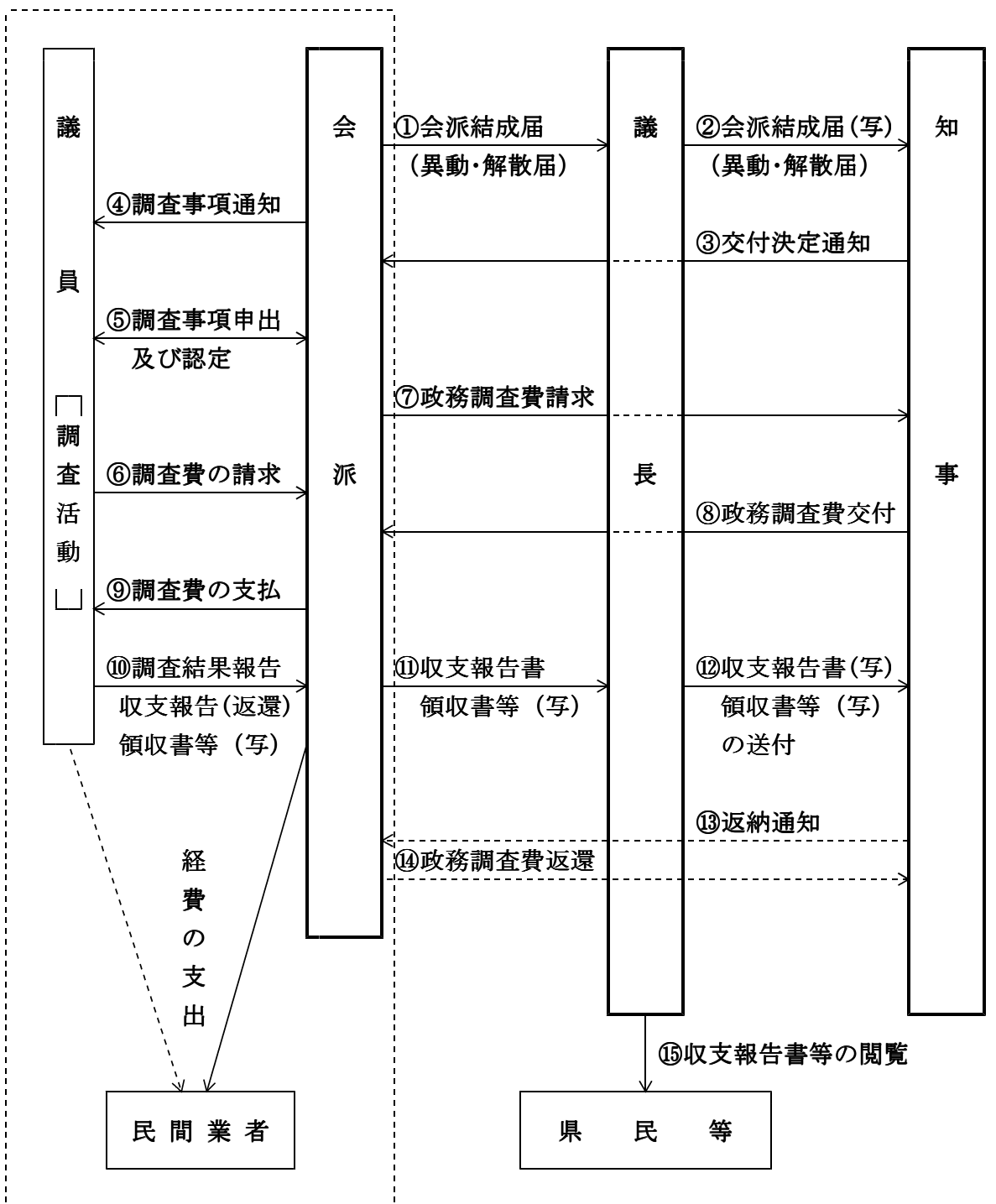
e 政務調査費への充当が不適切な経費（参考事例）

項 目	例 示
(1) 政党活動に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 党大会への出席経費 ・ 政党活動、県連活動経費 ・ 政党の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷・発送料等 ・ 政党組織の事務所の設置・維持経費（人件費を含む。） ・ 党大会賛助金等 ・ 会派の役員経費等
(2) 選挙活動に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙に係る経費、選挙活動経費 ・ 衆・参議員選挙等の各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成経費等
(3) 後援会活動に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後援会活動経費 ・ 後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷・発送料等 ・ 政党組織の事務所の設置・維持経費（人件費を含む。） ・ 後援会主催の「県政報告会」等経費
(4) 私的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 慶弔餞別等に要する経費（香典、祝金、寸志、病氣見舞、餞別、中元・歳暮、電報、年賀状の購入・印刷等） ・ 宗教活動に要する経費（檀家総代会、報恩講、宮参り等） ・ 親睦会又は飲食を目的とした会合、レクリエーション大会等の開催及び参加に要する経費 ・ 調査研究活動に直接必要でない備品の購入等に要する経費 ・ 私的な財産形成となるような備品等の購入経費 ・ 観光や私的用途の旅行等
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挨拶、会食やテープカットのみの出席に要する経費 ・ 飲食を主目的とする懇談会経費 ・ 議員が他の団体の役員を兼ねている場合、その団体の理事会、役員会や総会への出席に要する経費 ・ 自動車の購入及び維持管理に要する経費 ・ 事務所の購入に要する経費 ・ 調査研究活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費（冷蔵庫、美術品、衣服等）

f 政務調査費の交付に関する運用

政務調査費の事務処理については、条例及び規程に定めるもののほか、原則として次により行うものとする。

【手続きフロー】



○ 【留意事項】

① 会派

会派は、交付を受けた政務調査費の用途について、以下の点に留意する。

ア 会派は、交付を受けた政務調査費の用途については、指針の定めるところによらなければならない。

イ 調査事項を特定せず、調査費を単統一律に議員に配分することは認めない。

② 議員

議員は、会派から通知を受けた調査及び調査費の支出について、以下の点に留

意する。

ア 会派から通知を受けた調査は、当該年度内に完了しなければならない。

イ 通知を受けた調査については、その業務の全て又は調査費の全額を外部に委託してはならない。

ウ 支出に充てることができる経費は、会派から通知を受けた調査に要するものとし、その用途は、指針に定めるところによらなければならない。

エ 会計帳簿（出納簿）の記入に当たっては、収入・支出の都度、記入しなければならない。

オ 調査費の支出をする際においては、領収書を受領しておくこと。

(3) 議会事務局が行う知事の権限に関する財務事務

会派は、経理責任者が中心となって、領収書・会計帳簿の整理を行い、翌年度の4月30日までに議長に領収書等の写しを添付した収支報告書を提出、議長はその写しを知事（議会事務局）に送付する。議会事務局では、知事の権限に関する財務事務として、提出された関係書類の点検、確認及び整理を行っている。

(4) 政務調査費の支出状況

平成21年度の政務調査費の支出状況については、以下のとおりである。

ア 支出科目

平成21年度一般会計

1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費、19節 負担金、補助及び交付金

イ 交付金額及び当初の収支報告額等

支出状況一覧(単位：円)

会派名	交付額 (A)	収支報告額 (4月30日当初) (B)	返納額 (A) - (B)	返納日
自民党福岡県議団	257,500,000	258,875,275	—	—
民主・県政クラブ	126,000,000	126,207,818	—	—
公明党	66,000,000	48,223,626	17,776,374	5月27日
緑友会	48,000,000	45,895,131	2,104,869	5月26日
自民県民の会	6,000,000	4,440,871	1,559,129	5月27日
真政会	6,000,000	6,355,499	—	—
自民クラブ	6,000,000	6,007,425	—	—
日本共産党	6,000,000	6,882,237	—	—
計	521,500,000	502,887,882	21,440,372	

ウ 収支報告書の修正及び返還

交付された政務調査費については、会派が見直しを行い、平成22年7月から同年12月までに収支報告書等の修正を行った。

修正支出状況一覧(単位：円)

会派名	返納後交付額 (A)'	当初報告額 (4月30日) (B)	減額修正額 (C)	修正報告額 (7月～12月) (B) - (C)	返還額
自民党福岡県議団	257,500,000	258,875,275	954,125	257,921,150	0
民主・県政クラブ	126,000,000	126,207,818	203,239	126,004,579	0
公明党	48,223,626	48,223,626	23,838	48,199,788	23,838
緑友会	45,895,131	45,895,131	225,360	45,669,771	225,360
自民県民の会	4,440,871	4,440,871	—	—	—
真政会	6,000,000	6,355,499	—	—	—
自民クラブ	6,000,000	6,007,425	1,942	6,005,483	0
日本共産党	6,000,000	6,882,237	61,667	6,820,570	0
計	521,500,000	502,887,882	1,470,171	490,621,341	249,198

(5) 請求一覧表に係る領収書等の確認について

請求人が提出した本件請求に係る事実証明書(2)の一覧表に記載された、1,632件、総額101,389,162円分の支出のすべてについて、議会事務局保管の収支報告書及び領収書等の写しにより、金額、相手方、支出内容を確認した。

このうち、請求人の重複記入と思われる領収書等が存在しなかったものが2件、13,990円分、金額や日付の記入誤りと思われるものが8件あり、うち1件は証拠書類等を確認することができなかった。また、80件、1,240,474円分が本件監査請求が提出される以前に取り下げられていた。この結果、最終的に確認できたものの合計は1,542件、99,790,948円分であった。

2 判 断

(1) 監査の視点等

ア 請求人は、「別紙一覧表に分類される支出は、政務調査費の交付の趣旨および用途基準に照らして、県政に関する調査研究に必要な経費と認められない支出であるから政務調査費の適正な支出に該当せず」と主張し、過去の判例に照らして明らかに違法な支出であるとして①～⑤に分類しているため、請求人が対象とした会派及び対象議員の平成21年度県議会政務調査費の支出に違法性若しくは不当性があるか否かについて、それぞれの分類に応じて判断を行うものである。

イ いかなる政務調査活動を行い、そのためにいかなる費用を支出するかについては、会派又は対象議員が自主的・自律的に決定すべきものであり、その裁量にゆだねるべきものであるというのが、法及び条例の趣旨と解するのが相当である。

また、政務調査活動は、事務処理要領の基本指針において、会派及び会派の所属議

員が行う次の活動をいうと定義されている。

- ・ 県政の課題、議会で審議する案件等について行う調査研究及び情報収集のための活動
- ・ 県民、政治家、行政関係者、民間の団体等との意見交換及び情報収集を行うための活動
- ・ 住民からの要望及び意見の聴取並びに住民との意見交換のために行う活動
- ・ 住民に対して行う広報活動
- ・ その他、議長が必要と認める活動

このような調査研究活動は多様で、付随して発生する経費も多様であり、政務調査費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、調査研究に要した費用の実費に充当することを原則としている。

ウ 政務調査費については、本件条例第8条において、「会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。」とされており、その使途基準は本件規程第5条別表において定められている。この規程に基づく使途基準の運用については、福岡県議会の議会運営委員会が決定した事務処理要領において詳細な指針が定められており、会派においては、この指針に沿って政務調査費の支出等について制度を運用してきたものである。

(2) 按分されない人件費等について

ア 請求人は、「人件費」「事務所費」「報告書作成費」の全額を政務調査費として使用するためには、その支出内容が調査研究活動のみであることの厳格な証明で説明責任を果たしていることが必要であるが、支出内容が明確でない領収書の添付では、調査研究活動を行ったことはまったく明らかにされていないため、本来按分されるべき金額の2分の1が違法な支出であると主張する。

請求人の主張する会派の人件費について、請求人は、会派の議員控室での事務作業はほとんど政党活動であると主張するが、関係人調査の結果、議員控室の勤務職員は調査研究活動に専従しているものであり、政党活動は行っていない。また、政党雇用の職員が二人いるが、当該職員は必ずしも会派に常駐せず、党本部と双方を行き来して政務調査の業務を処理しており、給与の支給額については適正に2分の1で按分し、その範囲内で党に対する給与負担金相当額を定め、政務調査費が充当されている。

また、パソコン等事務用品その他については、請求人からは具体的に他で使用されているとの主張はなく、関係人調査でも専ら調査研究活動に使用している旨述べられている。

先述のように、調査研究活動の範囲は広く解されており、請求人は違法な支出があったことを推認させるだけの一般的、外形的な事実の存在を具体的に主張したとまでは言えない。そのため、本件政務調査費の支出が違法であると推定されるとまでは言えず、一律に按分されていないことをもって違法な支出であるとの主張は、合理性がなく認めることはできない。

イ なお、個別の領収書について確認したところ、次のとおりの事実が認められた。

(ア) ホームページ作成費として、2009年3月15日付けの領収書が添付されているものがあった。平成20年度のものが見受けられたが、調査により2010年3月15日の記載誤りであることが確認された。

(イ) 通信運搬費として、年度末の3月31日に切手を60万円分購入している事例が見受けられた。関係人調査によると報告書送付用と認められ、政務調査費としての支出と推

認できる。

なお、年度末に60万円分の切手が購入されているが、こうしたことは誤解を招くおそれがあり、好ましいものとは言えない。

(3) 調査内容が不明な調査委託費について

請求人は、市民オンブズマン福岡が平成22年12月に、平成21年度政務調査費で支出された調査委託費について、各会派、議員に対して委託内容、委託先の情報等について公開質問状を提出したのに対して委託調査内容に関する回答が寄せられなかったことをもって、調査内容が不明であり、総額20,021,500円が違法な支出であると主張する。

調査委託費については、契約書や成果物を公にすると委託調査等の内容が明らかになり、自由な議員活動・会派活動を制約したり、委託先との信頼関係を阻害するなど、以後の議会活動に支障を生ずる恐れがあり、政務調査費本来の趣旨が損なわれる場合がある。

そのため事務処理要領においては、政務調査業務を団体又は個人に委託する場合には、委託する業務内容、委託金額、委託期間、成果物等を明記した契約書を交わして、領収書の写しを添付することとされているが、契約書や成果物を公にすることは予定されていない。

各会派では、回答できる範囲内で回答を提出しており、請求人が提出した各会派からの公開質問状の回答には、契約書等を公開しない理由が明記されていた。請求人が主張するように、調査内容が明確でない領収書も見受けられたものの、請求人からの質問状に具体的な回答がなかったということのみをもって違法な支出の根拠とする主張は、合理性がなく認めることはできない。

(4) 食糧費、会議費、事務所費等の名目で支出された食事代、果物、お菓子について

請求人は、税金からの支出が是認される「調査研究に必要不可欠な食事」などというものはありえず、「調査研究」を口実とした合理的な理由がまったくない議員の食事への税金の支出は違法であり、会派での議会終了後の食事代や、明らかに後援会での会合の食事代、有権者への食事などを食糧費、会議費、事務所費等の名目で支出した食事代、果物、お菓子の全額が違法な支出であると主張する。

事務処理要領においては、会議等における食糧費に政務調査費を充当する場合にあっては、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当な範囲内であることを前提とした上で、食糧費の支出自体が調査研究活動としての会議等との一体性がある場合に限るものとされており、調査研究活動として開催される昼食会等の経費や会合等における茶菓等の経費については、政務調査費を充当できるものとされている。

監査の結果、請求一覧表のうち67件、581,574円分については、既に取り下げられていたため、残余の156件の領収書等について確認したところ、酒類の提供や一人当たり著しく高額な食事代等は見受けられなかった。

請求人の主張は、社会通念上妥当と認められる範囲内の食事や茶菓子等の提供までも否定するものであり、一律に食糧費の支出そのものが是認されないものであるとの主張であって、認めることはできない。

(5) 政党活動、後援会活動への支出について

ア 請求人は、政党の資金パーティー、自民党研修会への参加費、有権者へ配布した県民手帳購入費、県議会見学バスツアー代金、名刺の印刷代、相撲後援会の会費などは、明らかに政党、後援会活動であり、929,060円全額が違法な支出であると主張する。

このうち13件、658,900円分については既に取り下げがなされていたため、これらを除き判断すると、請求人が具体的に政党活動・後援会活動との関連を主張しておらず、違法であるとの理由が不明であって、全額が違法な支出であるとの主張は認めることはできない。

イ なお、個別の領収書について確認したところ、次のとおりの事実が認められた。

- (ア) 請求人が政党の資金パーティーに支出したと主張する会費等については、収支報告書の添付書類に「国政等の講演を聞く事により県政への活用等の勉強のための参加。分権時代に対応し県行政の改革について」と記載されており、一方で請求人からは、違法性についての具体的な主張もないため、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のための情報収集等に必要な経費であると認められる。
- (イ) 県議会見学バスツアーバス代については、県議会の見学・傍聴は、県議会の状況や政策について理解を促進させ、議会傍聴者から意見を聴取する機会となることから、調査研究活動の一環ということができ、社会通念上妥当な範囲のものであることから、使途基準には合致すると認められる。なお、バス代として飲食関係の業者からの領収書が添付されていたが、誤解を招くおそれがあるため、支出方法としては決して好ましいものではない。
- (ウ) 名刺代については、請求人は政務調査費で経費として支出できるものではないと主張するが、調査研究活動において関係者に対し身分を明らかにすることは、調査を円滑に実施する上で必要不可欠なものであることから、必要な経費と認められるところであり、一定の枚数を政務調査費で充当することは合理性が認められる。なお、1月11日に報告書作成費の「名刺印刷代」として84,000円の支出、3月31日に事務所費の「名刺印刷代」として56,700円の支出があるが、これらについては相当な枚数を印刷したものと推定され、支出方法としては決して好ましいものではない。
- (エ) 相撲後援会の会費について、関係人調査によれば、地域の若者・子供達の教育・スポーツ育成のための会費及び臨時会費として支払ったものということであり、一方で請求人からは、違法性についての具体的な主張もないため、政務調査費での充当が不適切なものとはまでは言えない。

(6) 新聞報道において問題点が指摘されたものについて

請求人は、上記以外の支出で新聞報道において問題点（違法性）が指摘されている、知人へのブログ添削料、親族会社への発注、「えせ同和」CDの購入、多額のタクシー代については、新聞記事で指摘されている通り、全額違法な支出である旨主張する。

請求人は新聞報道があったものは全額が違法である旨主張するが、これらの支出について関係人から聴取したところによると、いずれも調査研究活動に要した経費であり、使途基準及び事務処理要領に反するものではなく、請求人の全額違法な支出であるとする根拠は認められない。

また、4月3日から2月1日まで43件のタクシー代についても、効率的な調査研究活動のために必要な費用であり、実際にかかった経費に政務調査費が充当されたものであって、請求人主張のように新聞記事に載ったことをもって全額違法な支出であるとする主張は認められない。

以上の結果、違法な公金の支出であるという請求人の主張には、理由がないものと判断されることから、本件請求については、これを棄却する。

3 意見

監査の結果については以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり述べる。

- (1) 議会事務局には4月末に収支報告書及び領収書等の写しが提出され、それらが7月に閲覽に供された後に、新聞報道等を受けて、112件、1,470,171円分の修正収支報告がなされている。また、領収書の年度が誤っているものも見受けられた。議会事務局においては、今後はこのようなことがないよう、領収書等の確認方法の工夫・改善が図られるよう望むものである。
- (2) 県議会においては、全ての支出について領収書その他の証拠書類の写しの添付を義務付けるなど、政務調査費の適正化、透明化に向け、適切な運用に努力したことが認められたところであるが、今回の監査請求を通しては、県議会見学バスツアー代や名刺印刷代、年度末の切手60万円購入など、なお透明性において不十分な点も見受けられた。

議会においては昨年、事務処理要領を再度見直し、領収書のマスキングや食糧費の制限、調査委託の成果物等について改善を図り、平成23年度から適用することとされている。

今後とも引き続き制度のあり方や運用方法に検証を加え、より良い政務調査費制度の推進を図り、県民に対する説明責任が果たされるよう期待するものである。